

2023年（令和5年）7月31日

福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業者 各位

藤沢市長 鈴木 恒夫  
（公印省略）

「介護保険福祉用具貸与・福祉用具購入の手引き」等の作成及び  
福祉用具購入の保険給付に係る取扱いの一部変更について

日頃から、本市の介護保険事業の運営にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。  
この度、「介護保険福祉用具貸与・福祉用具購入の手引き」、「介護保険福祉用具貸与に係るQ&A」及び「介護保険福祉用具購入のQ&A」を作成し、藤沢市ホームページで公開いたしました。  
福祉用具貸与及び福祉用具購入に係る基本事項保険給付に係る本市の考え方等を取りまとめましたので、貴社の業務の参考にご一読ください。

【掲載ページ】

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉 > 介護保険 > サービスの利用 > サービスの種類

【URL】

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigoj/kenko/fukushi/kaigohoken/service/shurui.html>

また、特定福祉用具購入における浴槽内いすの保険給付に係る取扱いを**2023年（令和5年）9月1日領収日分**から次のとおり変更しますので、今後の支給申請に際してはご注意ください。

【浴槽内いす（浴槽台）を浴槽外に置き、浴槽の跨ぎ用の踏み台として購入する場合】

領収日	2023年8月31日まで	2023年9月1日から
保険給付の判断	可	<b>不可</b>
判断の理由		介護保険制度上、浴槽内いすは「浴槽内に置いて利用することができるものに限る」とされており、浴槽外で踏み台として使用することが、制度上の用途及び目的と適合しないため。

※ 「介護保険福祉用具購入のQ&A 7. 入浴補助用具に係るQ&A No. 2・No. 3」参照  
※ 平成12年1月31日付老企第34号「介護保険の給付対象となる福祉用具および住宅改修の取り扱いについて」

以上

（事務担当）総務・給付担当 前川・高梨  
TEL:0466-50-8270